

ご留意いただきたい事項

次の事項を順守いただき、助成金の円滑な審査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 申請手続きは、**年2回の受付月（9月と3月）のみ**となります。
※ 受付月以外は、申請書等の受付はできません。
- 2 申請手続きには、申請書のほかに**交付対象期間全ての「定期乗車券の写し」と「月極駐車場利用料の領収書の原本または写し」**が必要となります。
※ **新たな有効期間の磁気定期乗車券を購入される方は、旧定期券の提出が必要となる場合がありますので、JR へ返納される前に利用区間や期間等が確認できる券面の写し（コピーや写真等）**をとって、申請手続きまで保管してください。
※ **ICOCA 定期券を更新される方は、更新前（券面が書き換えられる前）の定期券の提出が必要となる場合がありますので、利用区間や期間等が確認できる券面の写し（コピーや写真等）**をとって、申請手続きまで保管してください。
※ 月極駐車場利用料の領収書については、原本または写しを提出してください。
※ 市営駐車場をご契約の方で、市による駐車場利用料金の納付確認に同意される方は駐車場利用料の領収書の提出を省略することが可能です。
- 3 駐車場利用料の領収書は、「**支払者（フルネーム）**」・「**支払金額**」・「**支払日**」・「**駐車場利用期間**」・「**領収者**」が分かるものを提出ください。
※ 申請受付時点で、駐車料金の支払いが確認できない期間については助成対象となりません。
- 4 定期乗車券利用期間による審査判定基準
○ **定期券による助成要件の判定基準日は毎月末日とします。**
（例）4月28日～7月27日の3ヶ月定期券の場合
→ 4～6月の3カ月間を、定期券利用に関する助成要件を満たすものとして判定します。
（定期券利用期間に4月30日、5月31日、6月30日が含まれるため。）
※（例）にお示ししている利用期間には、7月31日（月末日）が含まれないため、7月分の助成要件を満たしません。7月の助成条件を満たすには、利用期間に7月31日が含まれる定期券が必要です。

お問い合わせ先

丹波市役所本庁舎 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
TEL：88-5360（直通）FAX：82-5448